# 大阪府情報公開審査会答申(大公審答申第277号)

〔 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分の取消しに係る文書部分公開決定審査請求事案 〕(答申日:平成29年4月21日)

## 第一 審査会の結論

実施機関(大阪府知事)は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表1において「公開が妥当と判断した部分」については公開するべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

# 第二 審査請求に至る経過

- 1 平成28年5月17日、審査請求人は、大阪府情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、大阪府知事(以下「実施機関」という。)に対し、「『平成〇年〇月〇日に株式会社Aの産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した処分については、〇月〇日付けで取り消しましたので、お知らせします』に関係する書類全て」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 同年5月27日、実施機関は本件請求に対応する行政文書として、別表2の「行政文書の名称」欄に掲げる行政文書(以下「本件行政文書」という。)を特定の上、本件行政文書に株式会社A(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき、第三者に意見提出の機会を付与するため、第三者に対して意見書の提出依頼書を送付した。併せて、審査請求人に対して、条例第14条第2項の規定により決定期間延長通知書を送付した。
- 3 同年6月6日、第三者から実施機関に対し、次のとおり、本件行政文書の一部について公開 に反対する旨の公開請求に係る意見書が提出された。
- (1) 公開に反対する部分
  - ア 「執行停止申立書」中、「申立ての理由」に記載の「収集運搬の売上額」及び「処理の収益」、「破砕・収集運搬 収支表」、「建設廃棄物処理委託契約書」及び「建設廃棄物処理委託変更契約書」
  - イ 「審査請求書」の「審査請求の理由」中の個人の氏名
  - ウ 「弁明書」中の個人の氏名
  - エ 「産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分について(平成〇年〇月〇日起案)」中の 「産業廃棄物処理業変更届出書」
  - オ 「産業廃棄物処理業変更届出書」及びその添付書類
- (2) 公開に反対する理由
  - 条例第8条第1項第1号及び第9条第1号に該当する、など。

4 同年6月8日、実施機関は本件請求に対して、条例第13条第1項の規定により、本件行政 文書について、別表2の「非公開とする部分」(以下「本件非公開部分」という。)に掲げる 部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、 以下のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

(公開しない理由)

ア 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書のうち非公開部分には、法人代表者の印影や法人の契約相手方等が記録されており、これを公にすることにより、当該法人の取引の安全を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

イ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書のうち非公開部分には、個人の氏名及び住所等が記録されており、これらは 特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られた くないと望むことが正当であると認められる。

5 同年7月6日、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68 号)第4条の規定により、実施機関に対して、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

# 第三 審査請求の趣旨

本件決定は、当然公開すべき文書を公開していないので、非公開になっている文書の公開を求める。

#### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

本件請求は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した行政処分(以下「本件許可取消処分」 という。)を、さらに取り消した関係文書の開示を求めたものである。

本件許可取消処分は「○○○等の行政処分を受け環境省の指針に基づき」おこなわれたものと思慮できるが、「大阪府の処分理由は全て黒塗りである」。

廃棄物行政は身近な環境に係る行政であり、その運用は私たちの生活と密接に関ってくると言 わざるを得ない。

それゆえ、「〇〇〇等」において、いまなお取り消されたままの本件許可取消処分に係る行政 処分が、何故「大阪府」において取り消されたのか、「公共の福祉」への観点からも明らかにす る必要が行政に求められていると考える。

## 第五 実施機関の主張要旨

弁明書における実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

## 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

## 2 弁明の理由

本件行政文書に記録されている情報のうち、本件非公開部分は、条例第8条第1項第1号に該当する。本件非公開部分には、法人代表者の印影や法人の契約相手方等が記録されており、これらを公にすることにより、第三者の取引の安全を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

なお、実施機関は、第三者が有する産業廃棄物収集運搬業の許可について誤って許可取消処分を行っている。第三者は、本件許可取消処分を不服として行政不服審査法に基づく審査請求を行うとともに、本件許可取消処分の執行停止の申立てを行った。実施機関は、第三者からの審査請求等を受けて、本件許可取消処分が適法であったかどうかを改めて検討したところ、当初、許可の取消要件に該当する根拠としていた事由に誤りがあったことが判明したことから、実施機関としては、法律の定めに反する許可取消処分を失効させるため、本件許可取消処分を取り消したものである。

このように、実施機関から誤った許可取消処分を受けたという事実は、その根拠を含め、第三者にとり不名誉な情報であり、第三者の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められる。

また、条例第9条第1号に該当する。個人の氏名及び住所等が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

以上のことから、本件非公開部分については、非公開とすることが妥当なものである。

# 第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 本件審査請求の対象とする情報について

審査請求人は、審査請求書において、実施機関の行った本件許可取消処分が取り消された理由を明らかにすることを求めている。したがって、本件審査請求の対象とする情報は、別表2に掲げる本件行政文書のうち、当該理由が記載された「起案文書 産指第1132号 産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分の取消しについて」、「案1(処分取消通知)」、「案2『産業廃棄物処理業の許可取消処分』の取り消しについて」、「案3 産業廃棄物処理業者に対する行政処分の取消しについて」、「別紙(申立ての理由)」、「別紙 審査請求の理由」、「弁明書(平成○年○月○日付)」、「起案文書 産指第1833号 産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分について」、「案1(許可取消通知)」、「案3 産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分について(通知)」中、本件許可取消処分理由及びこの処分が取り消された理由に係る情報(以下「本件係争情報」という。)とする。

## 3 本件係争情報に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件係争情報について条例第8条第1項第1号に該当すると主張しているので、 以下に検討する。

## (1)条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人(国、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)、その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害 すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。「その他正当な利益を 害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及 び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられ ないものをいうものである。

# (2)条例第8条第1項第1号該当性について

実施機関が本号に該当するものとして非公開としている本件係争情報は、第三者である法人に対する許可取消処分に関するものであることから、(1)アに該当する。次に(1)イの該当性について検討する。

実施機関によると、本件許可取消処分は、事実に基づかない理由により、実施機関が誤って第三者の有する産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消したことが判明したため、その処分を取り消したものである。

産業廃棄物の処理について定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用上、実施機関

においては、産業廃棄物収集運搬業者の名簿を公開するとともに、一般に、この許可を取り消された場合には、大阪府循環型社会形成推進条例の規定に基づき、当該処分を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該処分の内容を公表することとしているものの、本件係争情報については、実施機関の誤った処分の経緯を記載したものであり、これを公にすることで、かえって、不要な憶測を生み、風評被害を招く可能性も考えられ、第三者の社会的な評価を低下させ、事業活動に多大な影響を及ぼすものと認められることから、第三者の競争上の地位その他正当な利益を害すると判断したとの実施機関の主張は、理解することができる。よって、(1) イに該当し、非公開とすることが妥当である。

ただし、本件係争情報のうち、別表1において「公開が妥当と判断した部分」については (1) イには該当せず、これを公開することが妥当である。

## 4 結論

以上のとおりであるから、「第一審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名) 尾形健、有澤知子、高橋明男、中井洋恵

# 別表1

行政文書の名称	公開が妥当と判断した部分
起案文書 産指第1132号 産業廃棄物収集運 搬業者に対する行政処分の取消しについて	「伺い文」中、3行目の8文字目から15文 字目
	「伺い文」中、「4 処分の取消し理由」の 22文字目から29文字目
案 1 (処分取消通知)	「取消処分を取り消す理由」の20文字目から27文字目
案2「産業廃棄物処理業の許可取消処分」の取り 消しについて	「処分を取り消した理由」の22文字目から 29文字目
案3 産業廃棄物処理業者に対する行政処分の取 消しについて	「5 処分を取り消した理由」の22文字目 から29文字目

# 別表2略